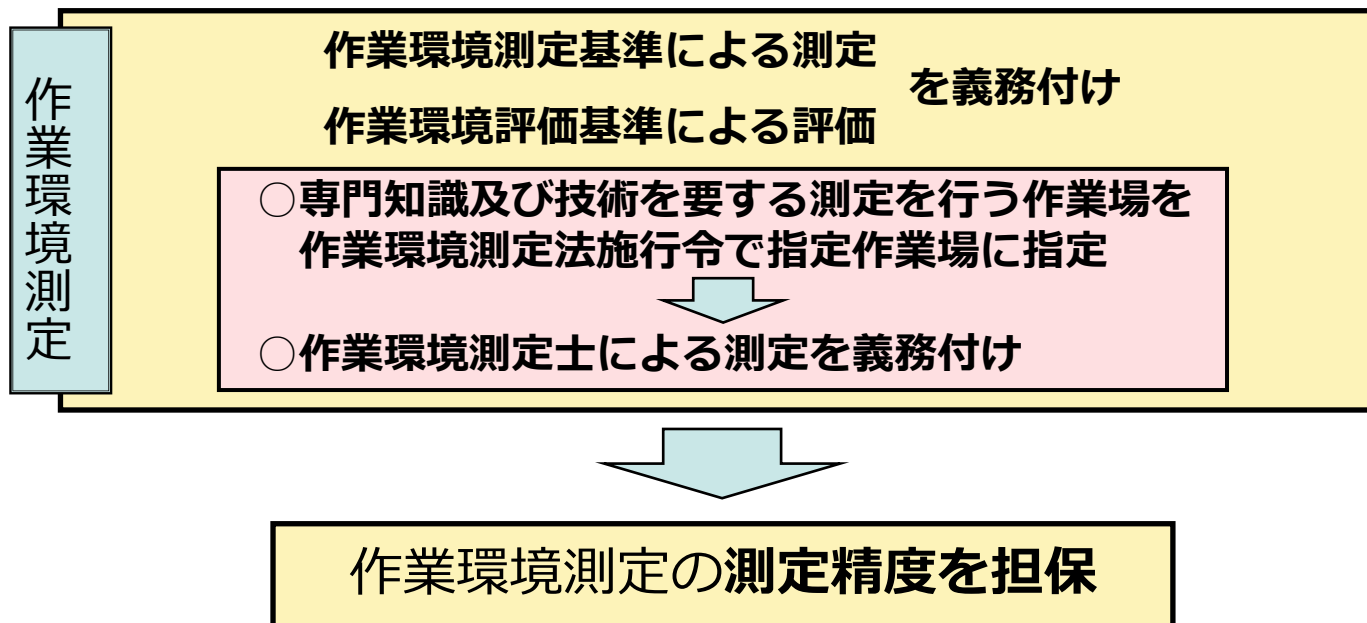


労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の 施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要について（諮問）

第185回安全衛生分科会資料

作業環境測定の概要

- 作業環境測定とは、「作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。」と定義されている。（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第2条第4号）
- 作業環境測定は、測定精度の担保のため、作業環境測定基準に従って測定を行うとともに、作業環境評価基準により評価を行うことを義務付けている。（安衛法第65条第2項及び第65条の2第2項）
- 作業環境測定のうち、測定に専門知識及び技術を要する作業場を「指定作業場」として指定し、事業者が指定作業場において作業環境測定を行うときは、測定精度の担保のため、作業環境測定士にこれを実施させることを義務付けている。（作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条第4号及び第3条）



個人ばく露測定の概要及び測定精度の担保のための仕組みを設ける背景

(令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ及び報告書を基に作成)

基本的考え方

●個人ばく露測定 of 法令上の位置付け

- 作業環境測定においては、作業環境測定基準に従って測定等を行うとともに、**測定に専門知識及び技術を要する作業場（指定作業場）**における作業環境測定については、**作業環境測定士による測定**（デザイン（※1）、サンプリング、分析）**を義務付け、測定結果の精度を担保**している（安衛法及び作環法）。
- 一方、**個人ばく露測定**（※2）においては、**作業環境測定基準等や測定実施者の限定がなく、測定精度を担保する仕組みがない部分もある。**

※1：測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために当該作業場の諸条件に測定した測定計画を立てること。

※2：作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいう。

個人ばく露測定関係の現状の規定

④ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（個人ばく露測定を義務付け）

② 環境改善が困難な第三管理区分作業場（個人ばく露測定等を義務付け）（※）

① 指定作業場（作業環境測定士による作業環境測定が義務）

③ リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う作業場（化学物質リスクアセスメント指針により、リスク見積りのため、個人ばく露測定を行う。）

⑤ 濃度基準値設定物質を製造・取り扱う屋内作業場（濃度基準値を超えるおそれある場合、個人ばく露測定を指針で求めている。）

※個人ばく露測定を行う作業場は、指定作業場ではない。

●検討会で提言された精度担保の仕組み

- ・ 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者^に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者^に行わせることを事業者^に新たに義務付けることが適当である。
- ・ 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定については、当面の間、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、**必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。**
- ・ 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**共通の要件**とすべきである。

今回の
検討事項

改正法による個人ばく露の作業環境測定における位置づけ

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。「以下「安衛法等一部改正法」という。）により、「個人ばく露測定」と「改善措置の評価のための測定」を新たに作業環境測定に追加した。

法改正前

作業環境測定

安衛法第65条

個人ばく露測定

- ②環境改善が困難な第三管理区分作業場
- ④金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場
- ⑤濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場
- ③リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

改善措置の評価のための測定

安衛法第65条の2
第1項

法改正後

作業環境測定 (個人ばく露測定を除く。)

安衛法第65条

作業環境測定

個人ばく露測定

- ②環境改善が困難な第三管理区分作業場
- ④金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場
- ⑤濃度基準値設定物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場
- ③リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業場

安衛法第65条の3
第1項

安衛法第65条の3
第3項

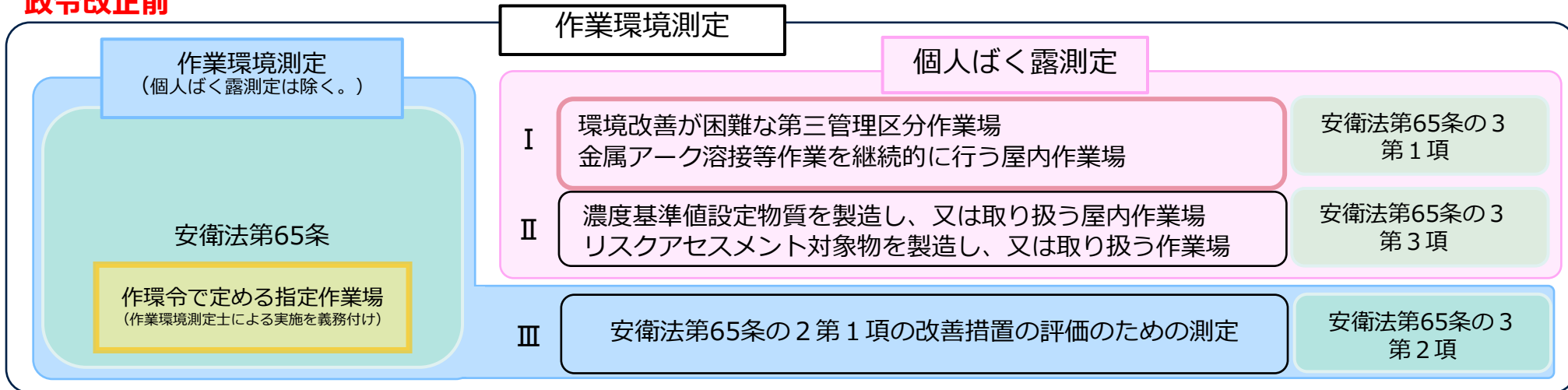
安衛法第65条の2第1項の改善措置の評価のための測定

安衛法第65条の3
第2項

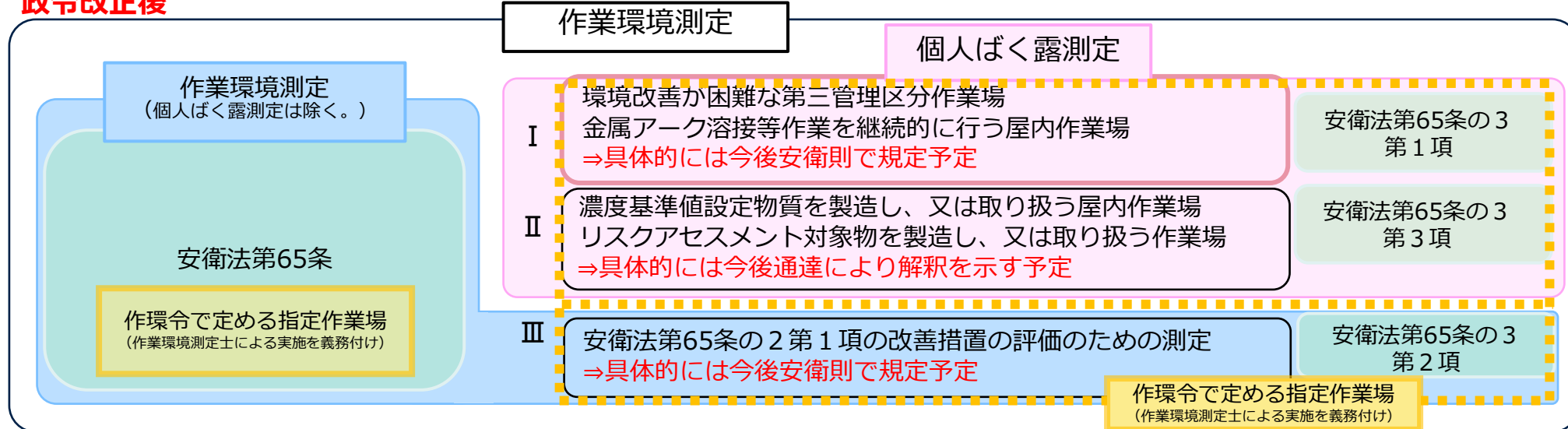
個人ばく露測定の測定精度の担保に係る改正イメージ（作環令）

- 作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号。以下「作環令」という。）で指定された作業場（指定作業場）については、作業環境測定士による測定が義務化されている。
- 中間取りまとめの結果を踏まえ、作環令を改正し、**I～Ⅲを指定作業場に追加**することにより作業環境測定士による測定を義務づけることが必要。

政令改正前



政令改正後



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の概要（指定作業場の追加等）

1. 改正の趣旨

- 安衛法等一部改正法により、**労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その精度の担保を図ること等**となっている（令和8年10月1日施行）。
- 具体的には、
 - ・ 安衛法第65条の3を新設し、以下のように定めるところ。
 - 事業者は、第65条第1項に規定するもののほか、第22条の措置を講ずる場合であって、厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。（安衛法第65条の3第1項）
 - 事業者は、第65条第1項及び前項に規定するもののほか、前条第1項の措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。（安衛法第65条の3第2項）
 - 事業者は、第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。（安衛法第65条の3第3項）
 - ・ 安衛法第65条の3第1項及び第2項による作業環境測定を行わなければならない場合は、厚生労働省令に委任されているため、今後厚生労働省令（安衛則）で当該作業環境測定を行うときを規定する予定である。また、安衛法第65条の3第3項による作業環境測定を行う場面は、「必要に応じて」の解釈として、今後通達で示す予定である。
 - ・ 作環法第2条第3号の新設により、作業環境測定に個人ばく露測定を明確に位置づけるとともに、作環法第2条第4号に規定する指定作業場に、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。
- 今般、作環法の改正に基づき**作環令**を改正し、安衛法第65条の3第1項及び第2項において厚生労働省令で委任されている作業場や同条第3項の規定による作業場を指定作業場に追加すること等を行うもの。

2. 改正の概要

- 作環令を改正し、**安衛法第65条の3第1項又は第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの及び安衛法第65条の3第3項の規定により作業環境測定を行う作業場（第1項及び第3項の規定による作業環境測定については、個人ばく露測定に限る。）をそれぞれ指定作業場として規定する。**
- ※1 厚生労働省令では、環境改善が困難な第三管理区分作業場等（安衛法第65条の3第1項関係）及び改善措置の評価のための測定を行う作業場（同条第2項関係）をそれぞれ規定する予定。
- ※2 なお、安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」には、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれることを通達で示すこととする。
 - ① リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために個人ばく露測定を行う場合
 - ② 濃度基準値が設定されている物質について、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合
 - ③ 濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、個人ばく露測定を行う場合

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の規定イメージ（指定作業場の追加等）

3. 規定イメージ

- 作環令を以下のとおり改正する。

第一条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 （略）

二 労働安全衛生法施行令第二十一条第六号に掲げる作業場のうち厚生労働省令で定めるもの

2 法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

二 労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

4. 公布日等

公布日：令和8年6月（予定）

施行日：令和8年10月1日

(参考) 参照条文

改正の概要

安衛法（令和8年10月1日施行時点）

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2～4 （略）

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

3～5 （略）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の評価を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って行わなければならない。

3 （略）

第六十五条の三 事業者は、第六十五条第一項に規定するもののほか、第二十二条の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

2 事業者は、第六十五条第一項及び前項に規定するもののほか、前条第一項の措置を講ずる場合であつて厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定を行わなければならない。

3 事業者は、第五十七条の三第一項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとする。

4 前三項の規定による作業環境測定は、第六十五条第二項に規定する作業環境測定基準に従って行わなければならない。

作環法（令和8年10月1日施行時点）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 （略）

四 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの及び同法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものをいう。

五～八 （略）

論点6：個人ばく露測定の精度の担保のための仕組みについて

第167回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

論点：労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための個人ばく露測定（以下「確認測定」という。）や、リスクアセスメントのための個人ばく露測定については、ばく露の程度が濃度基準値を超えるおそれのある場合や工学的対策等によるばく露の低減が困難な場合に適切な呼吸用保護具の選択のために行われる。

個人ばく露測定の精度の担保についてどう考えるか。下記中間取りまとめのポイントに沿って対応することによいか。

中間とりまとめのポイント

- (1) 第三管理区分作業場等においては、法令上、個人ばく露測定を行うことを事業者¹に義務付けていることから、法令改正により、個人ばく露測定を資格者²に行わせることを事業者¹に新たに義務付けることが適当である。
- (2) 確認測定やリスクアセスメントのための個人ばく露測定についても、その精度を担保する仕組みが必要であり、当面の間、化学物質リスクアセスメント指針及び技術上の指針において、資格者による個人ばく露測定の実施を行政指導として求めるべきである。さらに、今後、必要な法令の整備により、作業環境測定と同様、資格者による個人ばく露測定を義務付ける仕組みを設けることを検討すべきである。
- (3) 資格者の要件については、個人ばく露測定を円滑に行う仕組みとするため、**(1)及び(2)に共通の要件とすべき**である。

(令和5年11月化学物質管理に係る専門家検討会中間とりまとめ第1の3)

想定される資格者の要件

1 個人ばく露測定の実施のデザイン及びサンプリングを行う者の要件等

- 作業環境測定士（第1種・第2種）に、追加講習の受講を求める必要がある。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施するとともに、修了試験を行うべきである。
- オキュペイショナル・ハイジニストの職務には、個人ばく露測定の実施のデザイン及びサンプリングが含まれるため、デザイン及びサンプリングを行う資格者として認めることが妥当である。

2 個人ばく露測定の実施のサンプリングのみを行う者の要件等

- 1に掲げる資格者から指示を受けてサンプリングのみを行う者については、サンプリングの実務に必要な知識に関する講習を受講した者を認めるべきである。
- 上記の講習は、講習の品質管理の観点から、都道府県労働局長により登録を受けた機関が実施すべきである。
- サンプリングのみを行う者は、1に掲げる有資格者からの指示を受けた場合にのみサンプリングを実施できる者であり、単独でサンプリングを実施することはできない。

3 個人ばく露測定の実施の分析を行う者の要件等

- 第一種作業環境測定士（機関）が最も望ましい。しかし、作業環境測定機関だけでは、分析対応能力が不足する可能性があるため、他法令に基づく測定関係の機関も分析可能とすべきである。
- これらを踏まえ、分析に関する資格者は、測定対象物質の捕集及び分析に必要な試料採取機器及び分析機器を有する者であって、次に該当する者とすべきである。
 - ・ 第一種作業環境測定士
 - ・ 第一種作業環境測定士が所属している作業環境測定機関（第一種作業環境測定士が分析を実施する場合に限る。）
 - ・ 1級化学分析技能士（所属事業場に係る個人ばく露測定における試料の分析に限る。）

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号) 附帯決議 (化学物質関係)

参議院厚生労働委員会 (令和7年4月10日)

九 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。

十 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。

衆議院厚生労働委員会 (令和7年5月7日)

二十一 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、譲渡・提供先への危険・有害性情報の確実な伝達と、リスクアセスメントに基づいた適切な措置が講じられるよう、事業者に対する周知の強化に取り組むこと。また、法令に関する知識や管理体制が必ずしも十分でない中小企業に対して、必要な支援を行うこと。(参九と同様。)

二十二 成分名の一部を代替名表示することが認められる場合であっても、通知対象物による健康障害が発生するおそれがある際には、医師・労働基準監督署に対して、必要な情報が迅速に開示されるよう制度運用に万全を期すこと。(参十と同様。)

二十三 化学物質の自律的管理制度への転換に伴い、危険・有害性情報の伝達が必要となる化学物質が増加することから、ラベル表示や文書の交付について、化学物質に関する知識が必ずしも十分でない作業従事者にとって、よりわかりやすい記載を検討すること。

二十四 有資格者による個人ばく露測定の実施義務化について、労働者が化学物質にばく露する程度を最小限とするため、事業者に対し制度の周知徹底を図ること。また、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に反映すること。